

令和4年度 社会福祉法人ささの会本部 事業計画

社会福祉法人ささの会は、社会福祉法の定める経営の原則に基づき、常に利用者主体のサービスの創出と提供に努め、その人の望む自立した暮らしを目指して支援することを基本理念とし、その目的を達成するため、次に掲げる事業の経営を行う。

第一種社会福祉事業

- (イ) 障害者支援施設

第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業
- (ロ) 一般相談支援事業
- (ハ) 特定相談支援事業
- (ニ) 児童相談支援事業
- (ホ) 移動支援事業
- (ヘ) 生活困窮者に対する相談支援事業

公益事業

- (イ) 日中一時支援事業
- (ロ) さいたま市障害児(者)生活サポート事業
- (ハ) 福祉有償運送

令和2年初頭から続いている新型コロナウイルスの感染拡大の中、令和3年度は数名の職員が感染したが、事業所への感染拡大はなかった。令和4年度も気を緩めることなく、感染症対策の継続に努めるとともに、さまざまな状況の変化に迅速に対応していきたい。

コロナの脅威は今後も継続することが予想されるが、コロナを理由に、支援サービスが利用しづらくなって人が増えており、感染対策を徹底しながらも、必要なことは必要な時に取り組んでいく。さらに、徐々に向かっているコロナ後の活動に向け、新規事業等の準備を進めていきたい。

法人経営については、令和4年度は法人初となる社会福祉充実計画を策定することとなり、協議を重ねてきた新規事業の計画を柱に進めていく。

さらに、新規事業および10年後20年後の世代交代を見据えて、次世代の人材育成が急務となっているため、特に世代ごと、キャリアごとの育成の仕組みとして、キャリアパス制度の見直しを実施する。

さいたま市で岩槻区にはじめて設置された「地域部会」の取り組みは、市内4区に拡大され、設置要綱が定められて、名称も「地域協議会」となった。「地域協議会」は、区単位で個別具体的な地域課題を協議し、地域づくりにつなげる場であるが、「地域生活支援拠点」の体制づくりの場として、さらなる取り組みが求められている。障害のある人が地域で安心して暮らすために、地域の関係機関・事業所と連携して、地域協議会の活動がより発展するよう、法人一丸となって、取り組んでいきたい。

これらを踏まえて、令和4年度に重点的に取り組む事項を以下の通りとする。

【法人重点事項】

- 1 世代交代を見据えた次世代の人材育成と組織体制の強化
- 2 地域協議会への参画とあるべき地域生活支援拠点づくりへの取り組み
- 3 地域ニーズに即した新規事業計画と社会福祉充実計画の策定
- 4 コロナ対策の継続とアフターコロナに向けた対応の準備

【事業内容】

I 権利擁護の徹底と意思決定支援を根幹に据えた利用者主体の支援の実践

1 権利擁護の徹底

- ・積極的に利用者の声を拾う苦情解決委員会の定期開催と苦情検証の取り組み
- ・法人権利擁護委員会を「虐待防止検証チーム」と、「権利擁護推進チーム」に機能分けして再編する。虐待防止検証チームにおいて、虐待事案の検証を行う。
- ・利用者・職員合同の虐待防止・権利擁護研修の実施
- ・運営協議会と連動した利用者自治会活動の実施
- ・法人事業所、他事業所との交流研修、各種委員会による風通しのある職場づくり

2 意思決定支援を根幹に据えた利用者主体の支援の実践

- ・国ガイドラインに基づく意思決定支援の実践と法人内でそれをすすめる指導者・リーダーを育成するため、研修を受講させるなど、計画的に実施する。
- ・サービス管理責任者の業務の整理とサービス等利用計画と連動した個別支援の強化
- ・利用者への情報提供、体験の機会の保障（利用者自治会等）と「発言の場」作り

3 虐待防止体制のさらなる推進

- ・法人権利擁護委員会（虐待防止検証チーム）における虐待防止・発生時の体制づくり
- ・身体拘束の適正化への取り組み（検討の場の設置・研修の実施・記録の徹底等）

II 社会福祉法の理念に基づく公共性の高い法人運営と社会福祉充実計画による新規事業計画策定

1 社会福祉法に基づく透明な法人運営

(1) 評議員会の開催

- ・年3回（6月、12月、3月）の評議員会の開催

(2) 理事会の開催

- ・理事会の開催（年3回以上）

(3) 運営協議会の運営

- ・運営協議会の開催（年1回）
- ・法人部会、利用者部会、家族部会の開催（年2～3回）

(4) 情報の公開

- ・SNS、ホームページ等を活用した情報公開
- ・利用者代表・家族に向けた法人事業説明会の開催（7月）
- ・障害特性等に配慮したアクセシビリティ（情報やサービスへのアクセスのしやすさ）の取り組みの推進。例）文書・ホームページに読み仮名をふる。字を大きくする等。

(5) 組織機能の強化

- ・コンプライアンス重視とエビデンスの基づく合意形成による法人経営
- ・経営職会議の実施(月1回以上)
- ・管理職会議の実施(週1回)と参加者の拡大(主任等)
- ・事業所運営会議の実施(月1回)と参加者の拡大(リーダー等)

- ・オンラインの活用促進等を目的とした ICT（通信情報技術）プロジェクトの立ち上げ
 - ・事業所における事務機能の強化
- (6) 家族との連携
- ・災害時や緊急時の迅速な連絡のため、アプリ等の活用の検討
 - ・法人事業説明会の実施（7月）
 - ・運営協議会および家族部会の実施
 - ・ささの会サポーターズクラブを活用した連携の推進と情報発信の強化

2 社会福祉充実計画による新規事業計画策定(新規事業プロジェクト)

- (1) 新規事業検討の継続、ロードマップ策定
- (2) 社会福祉充実計画の策定(6月)と国庫補助申請の準備（令和5年8月）

3 公益的取り組みの推進

- (1) 様々な事情でサービス利用が難しい人の受け入れ
- (2) 岩槻区地域協議会、顔の見えるネットワーク会議等の取り組みを通じた、ネットワークづくりへの参画
- (3) 居宅介護等、公的な制度サービスでは対応できない、在宅の人への自費サービス（自主事業）の提供
- (4) 生活困窮者への生活用品の提供と「彩の国あんしんセーフティネット事業」の継続

4 財政基盤の安定

- (1) 適正な予算執行（運営会議での継続的な予算検討など）
- (2) 社会福祉充実計画の策定と長期経営ビジョンの共有
- (3) 大規模修繕計画の検討（どうかん）
- (4) 業務の効率化と適正な職員配置

III 世代交代に向けた次世代育成の強化とキャリアパス改定

1. キャリアパス改定

- (1) キャリアパス制度と連動した職位制度の開始と次世代の登用
- (2) 評価システムの一部運用とそのための職員個別面談（事業所）の実施
- (3) 福祉・介護職員処遇改善臨時交付金の活用による職員処遇の改善

2. 人材確保

- (1) 採用に関する業務（採用、実習受け入れ、広報等）の継続・強化
- (2) 法人の人材プロジェクトによる新卒職員採用の取り組み
- (3) 実習生受け入れの再開・促進と受け入れマニュアルの整備(人材プロジェクト)
- (4) 障害者雇用の促進と合理的配慮に基づく職場環境の整備

3. 研修体系の充実と法人内交流研修の導入

- (1) 法人研修委員会を中心とした内部研修の実施および外部研修受講の再開(別表)
- (2) 法人リーダー・主任を対象としたグループスーパービジョン研修
- (3) 法人事業所間の交流研修の継続
- (4) 他法人との交流研修の再開
- (5) オンライン研修のための環境整備

4. 育成体制の確立

- (1) 法人ならびに事業所におけるグループスーパーバイズ（GSV）の導入
- (2) 職員個々の育成計画とストレングスを活かした適材適所の配置
- (3) ジョブローテーション（職員の能力開発・育成・事業所間連携の促進を目的とした定期的人事異動）の開始（4月～）

5. 働きやすい職場環境づくり

- (1) 法改正に合わせた就業規則の見直し等
- (2) 子育て支援環境の向上
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画作成
 - ・育児休業等を取得しやすい職場環境の整備
- (3) 女性の活躍できる職場づくりの推進
 - ・女性活躍推進法に基づく行動計画作成

6. 法人委員会および各種プロジェクトの設置

プロジェクトの一覧については下記の通り（新規、変更のものは2列目に記載）

| | | | |
|--------|----|-------------------|---|
| 委員会 | 変更 | 権利擁護委員会 | 虐待防止検証チームと権利擁護推進チームに再編する |
| | 設置 | 広報委員会 | |
| | 設置 | 研修委員会 | |
| | 設置 | 苦情解決委員会 | |
| | 設置 | 防災委員会 | |
| プロジェクト | 設置 | 人材確保プロジェクト | |
| | 設置 | さいたま市余暇支援講座プロジェクト | |
| | 新規 | 新規事業プロジェクト | 地域ニーズの把握、新事業の目的・内容の確定、ロードマップ作成等 |
| | 新規 | GSVプロジェクト | 職員育成を目的に、グループスーパービジョンを学び、導入を進める。 |
| | 新規 | ICTプロジェクト | アフターコロナを想定しICTの知識・スキルをもった職員を増やし、現場で有効に活用できるよう進める。 |

IV 地域ネットワークの参加と地域協議会における地域づくりへの参画

1. 岩槻区地域協議会の参画及びあるべき地域生活等支援拠点の体制づくり
2. 地域協議会の取り組みを通じた、地域に必要な取り組み、政策の提案
3. 基幹相談支援センターの機能強化

V 利用者主体の事業所運営と、地域のニーズに基づく事業所機能の再点検

1. 地域生活支援拠点の整備に向けた機能強化

- (1) 各事業所の相談機能及び機関連携の強化(ささぼしでの交流研修、相談担当の育成、機関連携の窓口設置等)
- (2) 緊急時支援の体制強化
 - ・短期入所事業・さいたま市緊急一時保護事業等における他法人との連携強化
- (3) 地域移行の推進

- ・グループホーム等における体験利用の促進とどうかんからの地域移行の推進を目的とする協議の場の設置(法人利用調整会議の活用)

2. 暮らしの場など新たなサービス等の創出

- (1) 就労している障害者を対象とした「さいたま市余暇活動支援事業」の継続
- (2) 重度・高齢の方が利用できる新規グループホームの設置の検討
- (3) 一人暮らしのニーズに応えるサテライト型ホームの活用
- (4) まるみっとの体制強化による在宅支援の促進
- (5) さいたま市岩槻区療育センターの開設(令和5年度予定)を見据えた児童発達支援サービス等の検討

3. 地域において対応が難しい方への支援の推進

- (1) 強度行動障害のある人への支援を向上するための人材育成
- (2) 各事業所の重度・高齢化や地域の医療的ケアのニーズに対応するための人材育成
- (3) 支援体制や支援の質の向上を目的とするプロジェクトの設置準備

4. 地域に根差した事業所運営

- (1) ささの会サポーターズクラブの運営・推進
- (2) 自治会活動、施設行事、地域行事、学校交流等を通じた地元住民との交流
- (3) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などを活用した法人情報の発信

VI 災害、感染等の対策と事業継続計画に基づいた危機管理の強化

1. 新型コロナウイルスへの対応

- (1) BCP（事業継続計画）に基づく法人体制の継続
- (2) 職員の意識向上とスキル獲得を目的とした感染症研修の実施
- (3) 備蓄品の確保
- (4) 地域や関係機関との連携強化
- (5) 緊急連絡体制の整備

2. 防災・防犯対策の強化

- (1) 法人防災委員会の継続とBCPの策定
- (2) 法人総合防災計画の見直し
 - ・防災計画の職員周知の徹底と意識の向上
 - ・防災計画に基づく避難訓練の定期実施、備蓄品（食料、寝具、発電機、）の準備
 - ・職員を対象とした緊急連絡体制の整備
- (3) 職員の意識向上とスキル獲得を目的とした防災・防犯研修の実施
- (4) 防災・防犯に関わる地域や関係機関との協力体制づくり